⑾　特定ＪＶを結成して確認申請書等を提出した者の構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定ＪＶを結成して特定ＪＶの認定及び競争参加資格の確認申請を行う場合及び残余の構成員が単独で競争参加資格の確認申請を行う場合においては、技術提案書の提出期限までは特定ＪＶの認定及び競争参加資格確認申請を行うことができる。ただし、いずれの場合においても一度提出した技術提案書の内容を変えることはできない。また、優先交渉権者の選定までに特定ＪＶとしての認定及び競争参加資格の確認が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑿　提出された技術提案（以下「技術提案」という。）に関する提案内容が、発注者の設定している別冊特記仕様書（案）の制約条件を満たしていること。

⒀　機構が発注した工事のうち、平成31年１月１日から令和２年12月31日までの２年間に元請として完成・引渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「機械設備工事」に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

⒁　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒂　本件に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⒃　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　優先交渉権者選定に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準　本件は、早明浦ダム再生事業における放流設備の増設にあたり、堤体の削孔等工事を可能とする上流仮締切設備の製作・据付、移設、取り外し等を行う工事である。

上流仮締切設備の据付等は、ダム運用に支障を与えること無く、必要な潜水作業を潜水作業可能期間内で施工する必要があること、また上流仮締切内の関連工事は、貯水池からの漏水や狭隘空間、深部作業となる環境下で施工する必要があり、これら課題への対応には、施工者の技術、経験を取り入れた設計が必要となる。このため、技術提案・交渉方式の設計交渉・施工タイプを適用し、優先交渉権者の選定にあたり、技術提案を求めるものである。技術提案の評価項目は以下のとおりとし、評価項目に対する評価基準及び評価点の配分は、説明書による。

１．本業務に関する提案　最大20点

２．主たる事業課題に関する提案　最大75点

⑵　評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法は、説明書による。

4　契約担当窓口

〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）　独立行政法人水資源機構　技術管理室　契約企画課　高田、鈴木　電話048―600―6534（直通）　ＦＡＸ048―600―6588

本件に関する問い合わせは、「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日９時30分から17時まで（12時から13時を除く。）とする。

5　説明書の交付期間等

⑴　交付期間　令和４年１月５日から令和４年２月２日まで。

⑵　交付方法　別途指示するアドレスからのダウンロードによる。

なお、アドレス等については、４契約担当窓口まで問い合わせされたい。

⑶　交付費用　交付費用は無料とする。

6　確認申請書等の提出方法等

⑴　提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

⑵　提出期間　令和４年１月５日から令和４年２月２日17時まで。

ただし、持参による場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日９時30分から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。

⑶　提出先　４．契約担当窓口に同じ。

7　技術提案書及び業務参考見積書の提出方法等

⑴　提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

⑵　提出期間　令和４年３月３日から令和４年３月11日17時まで。

ただし、持参による場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日９時30分から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。

⑶　提出先　４．契約担当窓口に同じ。

⑷　技術提案書と併せて、本業務に係る参考見積書（以下「業務参考見積書」という。）の提出を求める。

8　技術提案書及び業務参考見積書のヒアリング

技術提案書及び業務参考見積書の内容を確認するため、以下のとおりヒアリングを行う。

①　日時　令和４年３月24日から令和４年３月25日まで。

②　その他　ヒアリングの実施方法、日時及び場所は別途連絡する。なお、出席者は５名以内とし、技術提案書及び業務参考見積書の内容を説明できる者とする。

9　見積徴取、本業務契約及び基本協定の締結

優先交渉権者の選定後、見積徴取を実施したうえで、本業務の請負契約を締結する。

見積徴取の日時及び場所並びに方法等については、優先交渉権者にのみ通知する。

本業務の契約を締結するに当たり、発注者と優先交渉権者の間で、本業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を締結するものとする。

10　契約保証金

⑴　本業務　免除

⑵　本工事　納付

契約保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供、銀行等又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

11　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

12　配置予定設計技術者の確認

本業務の見積徴取後、資格要件を満たしていない事が判明した場合には本業務の契約を結ばない（解約する）ことがある。

13　配置予定技術者の確認

本業務の見積徴取後、資格要件を満たしていない事が判明した場合又はCORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、本件に係る契約を結ばない（解除する）ことがある。

14　関連情報を入手するための照会窓口

４．契約担当窓口に同じ。

15　見積徴取の延期等

⑴　不正な行為等があると認められるときは、見積徴取の延期若しくは中止又は優先交渉権者の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。

⑵　機構の事由により、見積徴取の延期又は中止をすることがある。

16　独立行政法人が行う契約の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。

公表の対象となる契約の詳細は、以下による。

https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html

17　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　手続における交渉の有無　無

⑶　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑷　詳細は説明書による。